母体胎児染色体検査（NIPT）に対する診療情報提供書作成にあたり（確認書）

　国立病院機構甲府病院では、臨床研究として、母体胎児染色体検査（NIPT）を行います。

臨床検査（調査）として、検査実施後も妊娠分娩経過について把握することが必要です。したがいまして、検査後の妊娠・分娩経過を確実に当方までご連絡いただける医療機関に通院している妊婦が検査の対象となります。そのため当院にNIPT目的で患者様をご紹介いただく場合、山梨県内の医療機関でかつ妊娠から分娩まで一括して管理できる施設からのみとさせていただきまました。分娩後は妊婦が持参する「NIPT後の妊娠・分娩経過報告書」をもってご報告を願います。

貴院にて分娩まで管理していただくのが原則ですが、やむおうえない理由によって貴院以外で分娩となる場合には、転院先をなるべく早期に当院へご連絡いただくとともに、「NIPT後の妊娠・分娩経過報告書」を転院先にお届けいただけるようお願いいたします。

　また、検査中の産科的診療につきましても、貴院にてお願いいたします。

妊婦さまご本人が、国立病院機構甲府病院の「出生前遺伝カウンセリング外来」の受診時に、別紙の情報診療提供書を持参させてください。

遺伝カウンセリング外来では、産科的診療は行いません。

検査対象となるのは以下のすべてを満たした妊婦さまです。

1. 当院の「出生前遺伝カウンセリング外来」をすでに予約している。
2. 超音波により分娩予定日が決定している。
3. 分娩施設が決定している。（貴院になります）
4. 分娩する医療機関が妊娠および分娩経過の情報を当方に報告でき、当方からの問い合わせに対応できる。
5. 遺伝カウンセリング外来初日に別紙の診療情報提供書を持参できる。
6. 単体妊娠である。
7. 研究の目的である数回のアンケートに回答できる。
8. 以下の3項目のいずれかを満たしている。
	1. 分娩予定日の年齢が35歳以上である。
	2. 以前の妊娠・分娩で児が13トリソミー、18トリソミー、21トリソミーのいずれと診断されている。
	3. 現在妊娠中胎児が染色体異常のうち13トリソミー、18トリソミー、21トリソミーのいずれかに罹患している可能性を指摘されている。

上記確認しました。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　（コピーを取って保存してください）　　　医療機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご　芳　名